

文化審議会文化政策部会 くらしの文化ワーキンググループ 意見のまとめ(案)

- 本ワーキンググループでは、文化芸術振興基本法にいう「生活文化」(茶道、華道、書道その他の生活に係る文化)及び「国民娯楽」(囲碁、将棋その他の国民的娯楽)に加えて、衣食住に係る文化も正面から取り上げることとし、それら我が国の生活に根差した文化を「くらしの文化」として包括的に捉え、その振興方策について検討した。
- さらに、「くらしの文化」の振興方策として、文化の伝承・継承を図る観点とともに、観光振興や地域振興、雇用創出、文化発信といった観点についても重点的に検討を行い、その関連において、昨今、注目の高まる「創造都市」、「創造産業」についても本ワーキンググループの対象として今後の展開方策を検討した。

1. 「くらしの文化」を巡る現状、課題等

- 悠久の歴史の中で営まれてきた人々の生活により形作られてきた「くらしの文化」は、我が国国土の成立ちや歴史的経緯とも相俟って、独自の風土・郷土を形成するとともに、その独自性や地域性に付随する固有の文化的価値を形成してきた。
- 他方で、「くらしの文化」は、まさに生活に密着したものであるがゆえに、種々の社会変容の影響を強く受けやすいものである。生活様式の変容に伴う伝統的な文化と現代の暮らしの乖離、高齢過疎化に伴う継承者の減少、核家族化や地域コミュニティの崩壊等により文化の伝承力が低下しつつあると考えられるが、その傾向に歯止めをかけ、「くらしの文化」の再生・振興を期することは、上記の固有の文化的価値を保持し、豊かな文化的生活を確保する上で喫緊の課題となっている。
- 茶花香は「生活文化」と呼称されるが、昨今の若者にとっては生活の一部となっていない。茶道、華道等は分かる人がやれば良い、生活には必要ないといった意見もあるが、一度体験することによりそれらの文化的価値に触れてみるのが重要である。
- 衣食住に係る文化に関しては、それぞれ例えば次のような課題が挙げられる。
 - － 衣:「ファッション」に対する語感と認識の問題、着物文化の位置付け
 - － 食:外国料理人に対するビザの問題を含む伝承と普及における課題
 - － 住:文化財に満たない街並みや町家・古民家の退廃、都市計画等の一律規制
- 一方で、外国人から見た場合、我が国では長い歴史の中で伝統文化の継承に成功すると同時に、伝統文化とハイテクを巧みに融合させている面もあるとされる。

2. 「くらしの文化」の振興に係る方向性

- 本分野においては、文化行政の新たな対象領域として、包括的な実態調査によって現状を把握するとともに、「くらしの文化」の性格・特性を踏まえ、生活様式の変化、核家族化や過疎高齢化、経済情勢の悪化をはじめ様々な社会変容がもたらす影響を検証する必要がある。

- その上で、①発掘・再生、②連携・交流、③発信の局面に応じた振興方策を検討することが肝要である。
 - ① 発掘・再生の局面においては、地域の文化的資源を発掘し、その文化的価値を保持しつつ観光振興や地域振興に活かす観点や、既に消失の危機に瀕している「くらしの文化」を特定し、継承者の養成を含め再生を図る観点が重要である。
 - ② 連携や交流は、異なる文化同士の接触を通して新たな文化的価値の創造をもたらすことに加え、相互の文化の発展や再発見にも寄与する。例えば、文化芸術創造都市や創造産業の展開を図る際には、当該都市や地域、当該産業の内外において連携・交流を促進することが重要である。また、この視点は、伝統文化と現代の生活に根差した文化との関係にも援用できると考えられる。
 - ③ 文化発信の局面については、前提として自文化に関する十分な理解が求められるため、特に子どもや若者を対象とする文化体験の機会の充実が必要である。その上で、関係機関とも連携しつつ、内容と手段の両面において、対象の特性に応じた効果的な発信を図る必要がある。
- 「くらしの文化」は、国の直接的施策の対象とするのに馴染みにくい分野であるため、国としては、税制、法、競争的資金、顕彰等の在り方といったインセンティブを設計すること、民間で既に行われていることの障害を取り除く、あるいは支援すること、自治体の創造性を引き出していくことについて特に検討すべきである。その際、「新しい公共」の力も活用した新たな展開を図る必要がある。
- これらにより、概ね3年間をかけて「くらしの文化」振興のフレームワークを構築することを当面の目標とすべきである。

3. 具体的施策

- 「くらしの文化」の振興に当たって必要な具体的施策に関する本ワーキンググループの主な意見は以下のとおりである。

(1)「くらしの文化」に関する調査研究の推進

【データの収集】

- 国内における継承・振興や海外発信の方策を講じるためには、まず、継承・振興すべき「くらしの文化」、海外に発信すべき「くらしの文化」を明確化するとともに、既存の活動を一元的にデータ化することを含め国として基礎資料をまとめる必要がある。
- 食文化について言えば、例えば、文化庁が作成した「お雑煮百選」のように、各地の伝統料理等について、歴史的、地理的、文化的価値を言語化して料理の再現写真等と併せて編集するとともに、それらの料理を「地方伝統料理・郷土料理」といった形で認定する仕組みを検討すべきである。

【アーカイブの整備】

- 「くらしの文化」において人知れず消失してしまったものがあることを想起すれば、アーカイブは早急に検討すべき事項である。従来の取組を情報として集約し、全体像を把握しつつ意識的な保存を図っていく方策を模索する必要がある。その際、データベース化を図る場合には、統一的なデータ基準が必要である。
- アーカイブは、現物保存とともにデジタル化し、なるべく無差別に保存しておくことが重要である。また、技術の進歩に伴い再現性が向上しているデジタル・アーカイブの研究者養成も必要である。
- そのほか、個別分野におけるアーカイブに関し、以下のような意見があった。
 - － 歴史的価値のあるものばかり大事にされるが、もう少し日常生活に根差したものに対しても配慮すべきである。その意味で、洋服のアーカイブも必要である。その際、現物でなくとも映像でのアーカイブも考えられる。
 - － 食の場合、アーカイブは再現性を保証する形でなければ意味をなさない。
 - － 世界でも希有な和洋折衷による日本の生活様式の記録は何らかの形で必要である。我が国の建築は、海外からも鑑賞ツアーが組まれるほど注目されており、例えばデータを集積しウェブ上で公開することから始めることも一案である。
 - － プロダクト・デザインもアーカイブとして遺していくことが重要である。

(2)「くらしの文化」の担い手・団体の支援

【機会の充実】

- 生活文化の振興については、子ども時分からいかに触れさせるかが大事である。日常の生活空間において和室が減少する中、現場での実体験の機会を確保することや、きっかけづくりとして学校教育の場を活用することも必要である。その際には、生活文化に触れる機会を提供すべき親や教師が伝統的な生活文化に必ずしも精通していないことに留意する必要がある。
- 文化の継承のためには、若者に伝統的な生活文化を理解させることが重要である。その際、ゲームやインターネットを活用するなど、きっかけづくりとして若者が親しみやすい手法を工夫することも重要である。その上で、関心をもった人には次の段階として本物・本質に触れ、体感できる場が必要である。
- そのほか、「くらしの文化」の体験機会の充実や裾野の拡大に関して、以下のような意見があった。
 - － メディアが担う「情報文化」の先にある「体験文化」が必要である。例えば、生き物や自然と対峙する農業のように、体験を通して都合の悪いことも受け入れ、乗り越えて自分の生きる糧にしていく力を身に付ける必要がある。
 - － 裾野を拓げるためには、当該分野においてスターを輩出することも有効である。
 - － オーストラリアの国立博物館では、過去から現代の暮らしを並べて展示する中で先住民の「くらしの文化」も展示しているが、時代の変遷の中で変化に適応すること

で広く長く残る伝統もある。また、来館できない人のためにウェブサイトでの情報発信も大切な取組である。

【継承者の養成】

- 衣食住の文化や祭事等を含め地域の暮らしに根付いた文化は、高齢過疎化等に伴い継承者が減少している。各分野の関連技術者も含めて継承者の養成は大きな課題となっており、「くらしの文化」を、テーマパークとしてではなく、人々の生活に根差した形で残していく方策を考える必要がある。

【支援手法の検討】

- 従来、建物等ハード面では各省庁の補助や助成が存在したが、地域資源の発掘や団体の立ち上げに対する支援策は未だ不十分であり、その拡充が求められる。
- そのほか、担い手・団体の支援に関して以下のような意見があった。
 - － 精算払いは問題である。必要経費が助成されるとしても立替えて進める必要があり、特にNPO等の場合は金融機関も融資してくれないため、現場は火の車となる。
 - － 例えば、地方自治体やNPO主催の文化公演会の中には資金的・財政的要因で開催中止を迫れているところがある。意義あることなら無償でも良いという人はいるので、例えば文化人リストを作成して登録者には年に数回程度無償で公演を受けてもらうなど、費用のかからない仕組みをつくることも一案である。

【インセンティブの設計】

- 文化財には満たないものの、街の文化的景観を構成する伝統的な建築物の保存・再生を促進するなどの税制や融資についても検討する必要がある。
- 海外で日本文化の振興に寄与した人物・団体への顕彰制度も創設すべきである。特に海外における我が国に対する認識を把握するため、日本文化を研究する人物を顕彰することにより日本政府が応える仕組みも検討すべきである。

(3) 創造都市、創造産業の展開

【創造都市の推進】

- 創造都市については、市民の協働を促す観点が重要で、市民団体が企画から運営まで主体的に行うことにより経験とノウハウの蓄積を図るべきである。また、多数の地方自治体が主体的・内発的に地域性を活かした創造都市としての発展の可能性を追求しているので、国としては、インセンティブの設計(税制等)や、省庁間縦割りの弊害除去といった阻害要因を取り除くなどの側面支援に注力すべきである。
- 創造都市の展開を図る際には、経済的インセンティブや文化的インセンティブを導入して創造人材の集積を促す必要がある。また、芸術家、地域住民、観光客が一体となった創造都市の形成を目指す上で、一定期間、国内外の芸術家が滞在して制作活動等を行うアーティスト・イン・レジデンスの環境整備も有効である。

- 創造都市を推進するための取組として、芸術祭等のイベントは、地域の再発見や活性化、市民のネットワークを強化するために有効である。ただし、一過性のイベントから脱して継続的な取組とするとともに、地域振興、観光振興等との連関を強化するなど地域に根差したものとする仕掛けが必要である。また、訪日観光客を呼び込むためには、各地の芸術祭を同一時期に集中させることも一案である。
- 我が国の都市は特徴が出しにくいいため、創造都市もさることながら、都市間連携や、例えば「創造地域圏 (creative region)」等、歴史的・文化的な繋がり強い地域を対象とした広域連携の枠組みを設定すべきである。

【創造産業の展開】

- 建築、ファッションデザイン、舞台芸術、工芸等の創造産業については、従来、流通の促進という産業政策の一環として捉えられてきたが、都市間競争が激化する中で、今後は創造性自体の一層の振興を図っていく必要がある。
- 我が国の良さとして、文化の自律性が保たれており、経済一辺倒にならない点が挙げられる。創造産業の展開に当たっては、双方のバランスを考えて世界やアジアにおける立ち位置をいかに定めるかが重要な戦略となる。
- 創造産業では、小規模の事業所やフリーランスで活動する人が多いため、人材確保の観点から社会保障の充実が期待されるとともに、人材育成面においては知的財産、契約に関する教育も重要である。
- そのほか、経済産業省の伝統的産業振興と文化庁の文化財政策の仕切りを見直し、伝統工芸品を創造産業として振興することを検討すべきである。

(4) 観光振興や文化発信に資する環境整備

【観光振興、地域振興】

- 我が国には、地域の食を含め暮らしに根付いた文化、あるいは歴史や伝統文化に裏打ちされた潜在的な観光資源が多くある。観光振興の視点を導入し、例えば古民家を再生することによって「くらしの文化」を遺しつつ地域を活性化すれば、文化の継承のみならず雇用の創出にも繋がる。
- 文化的資源を活用して観光振興を図る上では、以下の指摘を踏まえ、受入れ施設及び態勢の整備を具体的に進める必要がある。
 - － 美しい街並みはあっても日本らしい受入れ施設が伴っていない点が課題である。
 - － 受入れ態勢が研修や修学旅行のために偏ってしまっている。大人に喜んでもらえる仕組み、外国人にも本物を体験してもらえるような仕組みが必要である。
- なお、場合によっては観光により文化的価値が損なわれてしまうことにも留意が必要である。そのためには、伝統的な暮らしに根差した文化やその文化的価値に対する正しい理解が求められる。

- 地域資源、地域文化の発掘・発信は、地方自治体にとって重要なテーマである。その手法としての地域資源のブランド化については、知的財産戦略の一環である地域団体商標制度^{*}の活用が有効であるとともに、地域の文化産品を継続性あるビジネスとして成立させていくための支援も必要である。国としては、広域連携による取組を支援することも求められる。
- 地域密着型の祭りは、コミュニティの形成に資するものであるとともに、そこに若者が参画するきっかけともなる。地域の祭りの振興策を検討するとともに、学校のカリキュラムを柔軟化するなど子どもたちが参加しやすくなる仕組みづくりも期待される。

【文化発信】

- 「くらしの文化」に関する情報を外国語でまとめ、例えば政府観光局のホームページにリンクを貼るなどの形で外国向けのポータルサイトを作成し、発信することが有効である。その際、海外でも多くの若者が興味をもつアニメや漫画といった大衆文化を切り口として、その背景に伝統的な生活文化があることをアピールするといった工夫をすべきである。また、文化紹介のためには外国メディアの招聘も効果的である。
- 茶道、華道をはじめ生活文化の普及に当たっては、民間の活動に加え、在外公館、海外駐在員等を活用すべきである。なお、海外への文化紹介に当たっては、各文化圏の特性、日本文化との親和性を考慮する必要がある。

4. 留意事項

- 衣食住に係る文化については、もとより省庁横断的な要素が強い。創造産業を含め、文化的資源を活用した観光振興、地域振興等の施策を講ずる場合には、必然的に関係省庁間の連携が課題となる。本ワーキンググループにおいて、省庁間連携の必要性は一致するところであるが、具体的な連携の在り方については部会等の審議に委ねたい。なお、本ワーキンググループでは、例えば次のような意見があった。
 - － 食文化の振興に関連し、例えば外国人が日本料理を学びたいと思ってもビザの関係で学ぶことができない。文化庁には、イニシアティブをとって横断的な考え方をまとめ、関連省庁に発信する省庁であってほしい。
 - － 「くらしの文化」を観光振興に活かすため、ひいては観光立国実現のためには、街の美しい景観整備も重要であり、そのためには国土交通省(観光庁)や経済産業省等とも連携していく必要がある。
- 「くらしの文化」に関するアーカイブの必要性や税制、顕彰制度等のインセンティブ設計に関しても、さらに審議を深める必要があるため、他のワーキンググループにおける関連事項とともに部会等の審議に委ねたい。

^{*}地域ブランドを適切に保護することにより、事業者の信用の維持を図り、産業競争力の強化と地域経済の活性化を支援することを目的として、地域の名称及び商品(役務)の名称等からなる商標について、一定の範囲で周知となった場合に、事業協同組合等の団体による地域団体商標の登録を認める制度。

(出典:特許庁ホームページ)